

スポーツによりそい
をささえる

令和4年度ガイドブック



公益財団法人 日本スポーツ施設協会
JAPAN SPORT FACILITIES ASSOCIATION

ごあいさつ



公益財団法人
日本スポーツ施設協会

会長
大東和美

本協会は、1958年の創立以来、わが国の体育・スポーツ施設に関わる多くの皆様方のご協力により法人の目的達成に向けて事業を進めてまいりましたが、令和3年4月、改めて「スポーツ基本法」に定める基本理念を踏まえ、国の施策に沿って事業展開を行っていくという方針を明確にするため、法人名称を「日本スポーツ施設協会」に変更いたしました。

本年度(令和4年4月)から、スポーツに関わる全ての人々にとって大変重要な、今後5年間のスポーツ施策の在り方を示す「第3期スポーツ基本計画」がスタートしました。その中の総合的かつ計画的に取り組む12の施策群の中の2施策群に、本協会の役割が明記されました。

本協会は、国や関係団体との連携・協力の下、これらの項目やその他関連する項目も含めて、これまで培った体育・スポーツ施設の維持管理・運営等の知識、経験を活かし、取り組んでまいりますとともに、今後益々、スポーツを取り巻く社会環境が大きく変化する中、わが国の体育・スポーツ施設の在り方や体育・スポーツ施設にまつわる様々な課題対応をも念頭に、「安全・安心で持続可能なスポーツ施設づくり」の推進に向けて取り組んでまいります。

引き続き、皆様方の、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

わが国のスポーツの 土台を支えて半世紀

公益財団法人日本スポーツ施設協会(以下「本協会」という。)の前身は、昭和33年、第3回アジア競技大会の日本開催を契機に設立されました。

第二次世界大戦で焼け野原となった日本にあって、スポーツは国民の勇気と希望を奮いたたせるものとなりました。終戦翌年の昭和21年には第1回国民体育大会(国体)が開催され、その後もさまざまな国際、国内大会が全国各地で開催されるに伴い、体育・スポーツ施設も数多く設置されてきました。しかし、当時はまだ施設の管理・運営のためのノウハウが不足しており、必ずしも充分かつ適切なスポーツ環境を整えるには至りませんでした。

そこで、アジア大会開催の主会場となる、国立競技場(東京都新宿区)の完成を機に、文部省(当時)、国立競技場と全国の体育施設責任者が一堂に会し、本協会の前身となる「全国体育施設協議会」が結成され、以来、昭和41年の財団法人化、平成24年の公益財団法人認定等の組織改編を重ね、本協会は半世紀以上にわたり、誰もが楽しく安全にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んできました。

そして、設立から60年を超えた令和3年4月から法人名称を「公益財団法人日本スポーツ施設協会」に変更し、わが国のスポーツ施設の充実、安全安心で効果的運営の促進を図るための様々な事業を推進しています。

公益財団法人日本スポーツ施設協会の歩み

年	(公財)日本スポーツ施設協会の歩み	スポーツ界の主なトピックス
昭和33(1958)	本協会の前身「全国体育施設協議会」発足 事務所を国立競技場内に設置	国立霞ヶ丘競技場完成 第3回アジア競技大会開催
昭和36(1961)	「日本体育施設連盟」に改称	「スポーツ振興法」制定
昭和39(1964)		アジア初となる東京オリンピック開催
昭和41(1966)	「財団法人日本体育施設協会」として認証	「体育の日」制定
昭和43(1968)	水泳指導管理士、トレーニング指導士、 屋内及び屋外体育施設整備士の養成をスタート	メキシコオリンピックのサッカー競技で 日本は銅メダルを獲得
昭和46(1971)	『月刊体育施設』刊行	
昭和47(1972)		札幌冬季オリンピック開催
昭和51(1976)	社会体育施設保険(スポーツファシリティーズ保 険)をスタート	日本初の全面人工芝球場 「後樂園スタジアム」がオープン
平成元(1989)	スポーツプログラマーの養成をスタート	千代の富士が角界初の国民栄誉賞受賞
平成6(1994)	屋内及び屋外体育施設整備士を 屋内及び屋外体育施設管理士に名称変更	
平成10(1998)	屋内及び屋外体育施設管理士を 体育施設管理士に一本化	長野冬季オリンピック開催
平成15(2003)		公共スポーツ施設等への 指定管理者制度の施行
平成18(2006)	体育施設運営士、 上級体育施設管理士の養成をスタート	
平成23(2011)		「スポーツ基本法」制定
平成24(2012)	「公益財団法人日本体育施設協会」として 内閣府から認定	ロンドンオリンピックで 日本は38個の史上最多メダルを獲得
平成25(2013)	トレーニング指導士に資格更新制を導入	東京2020オリンピック・ パラリンピック競技大会開催決定
平成26(2014)	事務所を巣鴨スポーツセンター別館へ移転	
平成27(2015)		スポーツ庁設置
平成28(2016)	スポーツターフ管理者養成講習会をスタート	リオデジャネイロオリンピックで 日本は41個の史上最多メダルを獲得
平成29(2017)	木製床管理者養成講習会をスタート 公認資格者制度(旧指導者)を制定(4/1)、 認定資格者全てに資格更新制を導入	「第2期スポーツ基本計画」策定
平成30(2018)	スポーツファシリティーズ大賞表彰を創設 スポーツ施設管理者講習会をスタート	
平成31(2019)		新国立競技場竣工 アジア初となるラグビーワールドカップ開催
令和2(2020)		新型コロナウイルス感染症拡大により 東京2020オリンピック・ パラリンピック競技大会開催延期
令和3(2021)	「公益財団法人日本スポーツ施設協会」に改称	東京2020オリンピックで日本は 過去最多の58個、パラリンピックで 過去2番目の51個のメダルを獲得
令和4(2022)		「第3期スポーツ基本計画」策定

1より良い体育・スポーツ施設の
あり方を掘りさげる

——研究協議大会、調査研究事業

(詳しくは5ページへ)

2安全で快適なスポーツ活動の
推進者を育てる

——各種講習会、資格認定事業

(詳しくは6、7、8ページへ)

3スポーツ環境改善に貢献した
人・団体を称える

——各種表彰事業、認定事業

(詳しくは9ページへ)

4体育・スポーツ施設に関する
最新情報を伝える

——出版・普及啓発事業

(詳しくは10ページへ)

5スポーツ活動中の事故、災害に
備える

——スポーツファシリティーズ保険

(詳しくは10ページへ)

6施設管理・運営のマネジメントを
手助けする

——スポーツ施設等調査受託事業

(詳しくは11ページへ)

公益財団法人 日本スポーツ施設協会が 取り組む事業

体育・スポーツ施設はスポーツ活動に欠くことができない基盤であり、また、その施設の管理・運営の適正度はスポーツ活動の質や安全性を大きく左右します。本協会は創立以来、体育・スポーツ施設の充実とその効果的な運営を促進するため、さまざまな事業に取り組んでいます。

1 より良い体育・スポーツ施設のあり方を掘りさげる

——研究協議大会、調査研究事業

■全国スポーツ施設研究協議大会

社会や暮らしにおけるスポーツへの興味・関心の高まりを受け、体育・スポーツ施設の充実が求められています。子供から中高年までの幅広い年代において、また、障がいの有無にかかわらず、アスリート志向から一般のスポーツ愛好者層に至るまで、スポーツ活動のニーズが多様化しているいま、快適なスポーツ環境を実現するためには、様々な工夫が必要となります。

本協会では、設立以来、時代に即した体育・スポーツ施設の管理・運営のあり方について研究協議を行う全国大会を開催しています。

- ◆開催時期:6月～7月
- ◆開催場所:全国(都道府県持ち回り)
- ◆開催回数:年1回



全国スポーツ施設研究協議大会の様子

■ブロック及び都道府県研究協議会（共催）

上記の全国大会のほかにも、各都道府県の体育・スポーツ施設協会(所在地は14ページの一覧表を参照)との共催事業として、ブロック別研究協議会(9会場)及び都道府県別研究協議会(47会場)を、それぞれ開催しています。

■体育・スポーツ施設視察

新設あるいは改修される体育・スポーツ施設の管理・運営等に役立てるため、国内外の先駆的な体育・スポーツ施設を視察しています。北京パラリンピックなど障がい者スポーツ関連の施設視察もこれまでに実施しました。

■全国公認スポーツプログラマー研究大会

公認スポーツプログラマー及び本協会公認資格保有者等の資質の向上を目指し、様々な分野の第一線で活躍されている講師による研修会を開催しています。

- ◆開催時期:12月
- ◆開催場所:東京
- ◆開催回数:年1回



全国公認スポーツプログラマー研究大会の講演の様子

2安全で快適なスポーツ活動の推進者を育てる

——各種講習会、資格認定事業

■公認資格者の養成

本協会では、わが国のスポーツの振興に寄与すべく、各種スポーツ施設関係資格者の資質向上を図るとともに、活動の促進と管理体制を確立するため、公認資格者制度を定めています。

安全で快適なスポーツ環境を実現するためには、施設・設備といったハード面だけでなく、これらを適切に管理・運営できる人材が欠かせません。

本協会では、プール施設の安全管理や指導を行う「公認水泳指導管理士」、体育・スポーツ施設の管理・運営やトレーニング指導を行う「公認トレーニング指導士」、体育・スポーツ施設全般の維持管理を行う「公認スポーツ施設管理士」、体育・スポーツ施設の活性化や効率的運営を行う「公認スポーツ施設運営士」、さらには、(公財)日本スポーツ協会との協同認定である、地域スポーツクラブ等において、フィットネスの維持・向上のための指導・助言を行う「公認スポーツプログラマー」の養成に取り組んでいます。また、令和4年度から、CPR&AEDの取扱いや外傷、環境障害及び酸素救急法の対応等の知識を有し、体育・スポーツ施設利用者の不測の事故等の発生時に迅速かつ的確に対応できる人材育成のため、新たな体制の下「公認インストラクター」の養成を再スタートしました。

■共催講習会・認定校

「公認スポーツ施設管理士」及び「公認スポーツ施設運営士」の養成については、スポーツ関係団体や大学等が本協会所定の基準を満たし認定を受け開催する「共催講習会」「認定校」事業としても実施しており、広く資格取得の機会を提供しています。

■その他講習会

平成29年度から木製床の管理に関する「木製床管理者」の養成、平成30年度からスポーツ施設管理者のための「障がい者対応講習会」を開催しています。



公認水泳指導管理士養成講習会の実技の様子



公認スポーツ施設管理士養成講習会の講義の様子

■公認資格等一覧

資格名	役割	受講等条件	登録者数
公認水泳指導管理士	基本泳法・救急法などの安全管理と事故防止のための技術や、水泳プール施設の維持・管理・運営に関する必要な知識を有して、水泳プール施設の安全管理と事故防止及び指導に努める者	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上の者 ・競泳4泳法及び横泳ぎができる者 ・同一泳法で200メートル以上及び立泳ぎ(足のみ)が3分以上できる者 	4,008名
公認トレーニング指導士	体育・スポーツ施設等におけるリスク管理、法的責任などの施設管理運営に関する知識や、スポーツ医科学、傷害予防・応急処置、栄養学等の理論と、対象者別・目的別の実技指導に関する知識を有して、指導・助言に努める者	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上の者 ・現に体育・スポーツ施設の管理・運営に従事している、あるいはこれから従事しようとする者 	6,943名
公認スポーツ施設管理士	屋外スポーツ施設、体育館・武道館、水泳プール、音響、照明、スポーツフロアー、用器具、芝生など体育・スポーツ施設全般の維持管理に関する総合的な知識を有して、スポーツ施設の管理者として努める者	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上の者 ・現に体育・スポーツ施設の管理・運営に従事している、あるいはこれから従事しようとする者 	10,059名
公認スポーツ施設運営士	マネジメント、顧客管理、広報戦略、人事管理、財務・予算管理、危機管理など体育・スポーツ施設の運営に関する総合的な知識を有して、施設の効率的運営及び活性化に努める者	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上の者 ・現に体育・スポーツ施設の管理・運営に従事している、あるいはこれから従事しようとする者 	4,027名
公認上級スポーツ施設管理士	公認スポーツ施設管理士(旧:公認体育施設管理士)及び公認スポーツ施設運営士(旧:公認体育施設運営士)の両資格を保有し、さらに体育・スポーツ施設等で1年以上の実務実績を有する者で、体育・スポーツ施設の維持管理や運営に関し、指導の立場で当たることができる者	<ul style="list-style-type: none"> ・公認スポーツ施設管理士及び公認スポーツ施設運営士の双方の資格を取得した者 ・体育・スポーツ施設等で1年以上の実務実績を有する者 	2,580名
公認スポーツプログラマー	地域スポーツクラブ等において、主として青年期以降の全ての人に対しフィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う者 ※(公財)日本スポーツ協会との共同認定	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上の者 	3,206名
スポーツ救急員 公認インストラクター	CPR&AEDの取扱いや外傷、熱中症、環境障害及び酸素救急法の対応等の知識を有し、体育・スポーツ施設利用者の不測の事故等の発生時に迅速かつ的確に対応するよう努めるとともに、認定プロバイダーの養成を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上の者 ・現に体育・スポーツ施設の管理・運営に従事している、あるいはこれから従事しようとする者 ・本協会認定プロバイダー、本協会認定インストラクター、日本赤十字社救急法救急員、日本赤十字社水上安全法救助員、消防庁普通救命講習修了証、消防庁上級救命講習修了証のいずれか1つ以上を保有している者 	令和4年度より新カリキュラムで実施
スポーツ救急員認定プロバイダー	CPR&AEDの取扱いや熱中症等の知識を有し、体育・スポーツ施設利用者の不測の事故等の緊急時に迅速かつ的確に対応するよう努める者	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上の者 	357名

※令和4年3月末現在

■資格更新制と有効期限

本協会は、平成29年4月1日付にて、公認資格の全てに4年ごとの資格更新制を導入しました(トレーニング指導士は先行して平成25年度から導入)。

資格の有効期限は、申請手続き完了後、直近の4月1日又は10月1日から4年間となります。

■対象資格

- ・公認トレーニング指導士
- ・公認水泳指導管理士
- ・公認スポーツ施設管理士(旧:公認体育施設管理士)
- ・公認スポーツ施設運営士(旧:公認体育施設運営士)
- ・公認上級スポーツ施設管理士(旧:公認上級体育施設管理士)

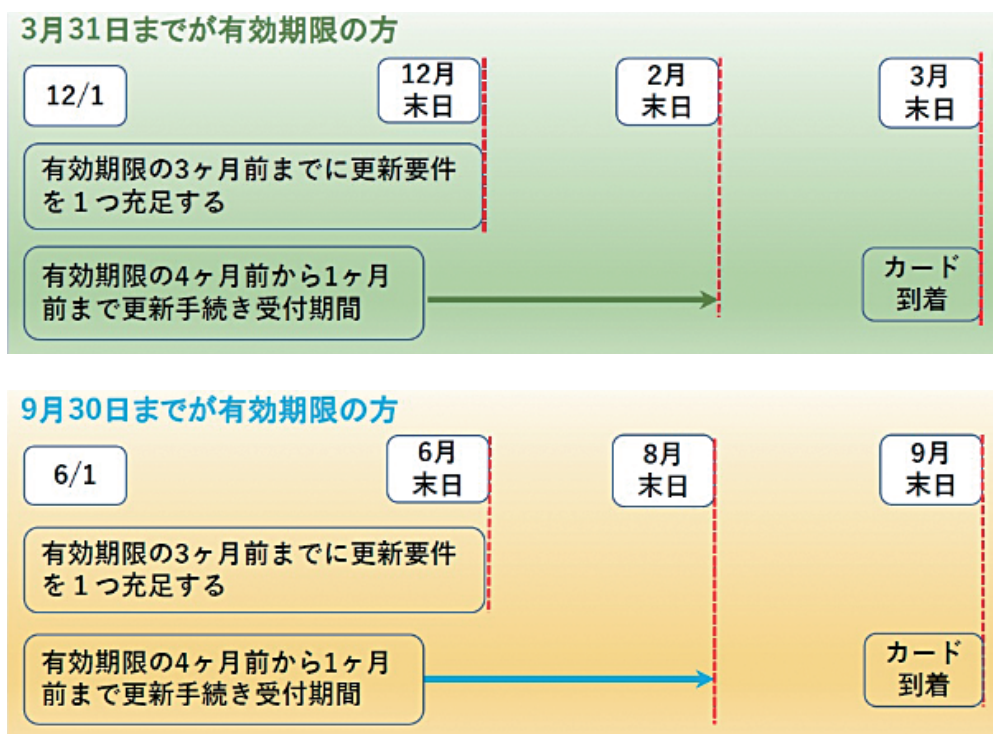
※資格名の前に「公認」と付いていない資格については、資格更新制導入に伴う「公認」資格への移行手続き期間が既に終了しているため「資格失効」となり、資格を再度登録したい場合は、資格復活手続きが必要となります。

■資格更新の手続き

資格有効期限の1年前までに、公認資格更新対象者に、ご登録いただいているメールアドレス宛に資格登録に係る申請書類を送信します。

- ・公認資格認定カード等は、年2回(3月下旬・9月下旬)に発送します。
- ・更新申請書が到着後、1ヶ月の間に資格更新登録料が未納の場合は、申請書を返送いたしますのでご了承ください。
- ・資格更新登録料納入済で更新申請書が長期間未提出の場合、返金する場合がありますが、その場合の振込手数料はご負担いただきますので、ご了承ください。

①更新要件のうちいずれか1つを満たし、②申請書の提出及び③資格更新費用の納入を行うことにより、資格を更新できます。



3 スポーツ環境改善に貢献した人・団体を称える

——各種表彰事業、認定事業

■スポーツファシリティーズ大賞

よりよいスポーツ施設・環境づくりの充実のため、下記の4部門において優れた取り組みを行った者に対し、最優秀者にはスポーツ庁長官賞(大賞)、優秀者には日本スポーツ施設協会会長賞(奨励賞)を授与し表彰します。

■表彰の分野及び対象者

(1) 施設計画部門

施設の所有者、設計者又は施工者

(2) 管理・運営部門

施設を管理・運営している地方公共団体、団体・企業等(指定管理者含む)

(3) 器具・機材部門

器具・機材を開発・改良した団体・企業等

(4) サステナビリティ部門

計画を立案した地方公共団体、団体・企業等

★第5回スポーツファシリティーズ大賞受賞者

◆日本スポーツ施設協会会長賞

【施設計画部門】

・昭和電工(大分県立)武道スポーツセンター
(株)石本建築事務所



【器具・機材部門】

・NHDレーン アークノハラ(株)



■スポーツ施設功労者の表彰

スポーツの舞台である体育・スポーツ施設の管理・運営は地道な仕事ですが、安全や快適さを支える最も重要な役割といえます。本協会では、全国の体育・スポーツ施設で勤務する方の中から、一定の実績を残された個人や団体へ表彰状又は感謝状を授与し、その功績を称えています。

※令和4年度は表彰状68件、感謝状10件を個人・団体へ授与



■安全安心優良施設の認定

AED(自動体外式除細動器)の設置や有資格者の配置、危機管理マニュアルの常備等、利用者が安心してスポーツを楽しむための一定の基準を満たした施設を、「安全安心優良施設」として認定しています(認定有効期間は3年間)。



4 体育・スポーツ施設に関する最新情報を伝える

——出版・普及啓発事業

■月刊体育施設

体育・スポーツ施設に関するわが国唯一の専門誌です。本協会会報として昭和46年の創刊後、昭和53年から現在の雑誌スタイルに改め、読み物としても充実した情報を、体育・スポーツ施設関係者へお届けしています。『月刊体育施設』の購読等については、(株)体育施設出版へお問い合わせください。(03-3457-7122)



■その他の出版物

本協会の特別会員部会(12ページ組織図)は、体育・スポーツ施設の調査研究を行い、その成果を書籍として発刊しています。【主な書籍】『屋外スポーツ施設のルール』『スポーツフロアのメンテナンス』『スポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き』『水泳プールの安全管理マニュアル』『スポーツ音響システムガイド』『スポーツ照明の設計マニュアル』など。
※(株)体育施設出版で販売しています。

■一輪車普及助成事業

本協会では、(一財)日本宝くじ協会の助成により(公社)日本一輪車協会が行う事業に協力し、一輪車普及助成事業として、全国の体育・スポーツ施設等へ一輪車を寄贈しています。
※令和4年度実績:22か所220台



5 スポーツ活動中の事故、災害に備える

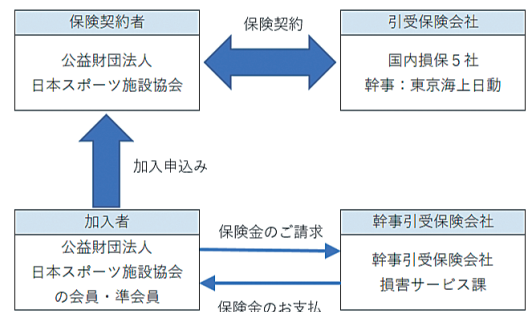
——スポーツファシリティーズ保険

本協会が会員・準会員の皆様のために体育・スポーツ施設を取り巻くリスクに特化し制度化した保険です。万全の配慮を持って臨んでも、スポーツ活動中の事故を完全に防ぐことはできません。近年において、スポーツ指導者や施設管理者の社会的・法的責任が厳しく問われる傾向にあり、万が一に備えた保険は不可欠です。

※詳しくは15ページをご覧ください。

保険に関するお問い合わせは・・・

幹事代理店:海上商事株式会社
TEL:03-3320-4501



■加入対象者

本協会の会員及び準会員が加入対象となります。

- ・ 会 員:(公財)日本スポーツ施設協会の会員として登録している団体(都道府県体育・スポーツ施設協会)、施設、法人(特別会員)であること。
- ・ 準会員:上記会員である都道府県体育・スポーツ施設協会に登録している市区町村が設置及び所有している施設及びその施設を管理・運営している指定管理団体等であること。

■制度の概要

本制度では、下記の事故に対して保険金が支払われます。

また、本保険に加入すると、自動付帯サービス(施設責任者サポートサービス)が付きます。

- (1) ① 施設の所有者・管理者が負うべき法律上の賠償責任による損害
→施設所有(管理)者賠償責任保険
② アマチュアスポーツ活動中の利用者のケガへの見舞金
→スポーツ災害補償保険
- (2) 施設利用者が、施設内で災害にあった場合の対応費用・見舞い費用など
→<オプション>レジャー・サービス施設費用保険
- (3) 施設の指定管理業務に伴って取得した情報の漏えい又はそのおそれや、それを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃に起因して事故対応期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用などのサイバーセキュリティ事故対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。
→<オプション>サイバーリスク保険

6 施設管理・運営のマネジメントを手助けする

——スポーツ施設等調査受託事業

■外部評価事業

公共施設の管理・運営を民間団体にも代行させる「指定管理者制度」が平成15年にスタートし、全国の体育・スポーツ施設において制度が導入されています。体育・スポーツ施設の管理・運営においては、ハード面の安全対策を図るとともに、管理者の運営状況を的確に把握することが欠

かせません。

本協会では、独自に策定した評価指標を用い、専門的知見に基づき、組織運営や安全管理等の評価を実施し、より充実した施設マネジメントに役立てられています。

①外部評価の手順

①事前調査

本協会が指定する資料を期日までに提出していただく。提出された資料等に基づき本協会ですべての事前調査を行う。

②訪問調査

評価員2名が評価対象施設へ訪問して調査(文書確認、ヒアリング、施設の目視確認等)を行う。

③公共施設調査研究委員会

事前調査、訪問調査の結果について認定員、評価員による「公共施設調査研究委員会」で評価点を確定し、格付けを決定する。

④評価報告書

公共施設調査研究委員会の結果に基づき、評価報告書を作成する。

②実施スケジュール

業務委託契約書の締結から評価報告書の提出まで、最短で3ヶ月程度必要です。

③評価項目と内容

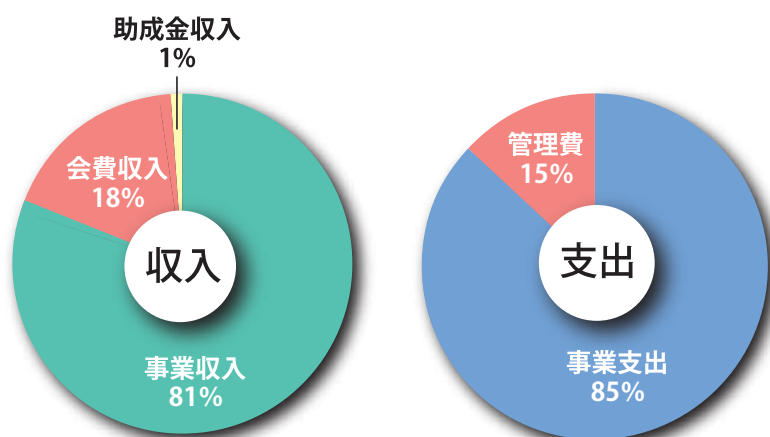
評価に当たっては、総務省が定める指定管理者の基準との整合性を図りつつ、本協会が策定した基準に基づき管理運営状況を確認し、「AAA」から「C」までの7段階で格付けを実施しています。

評価の大項目	評価内容
1) 安定的経営姿勢・運営実施体制	公共サービスに携わる企業倫理が確立し、かつ安定的に事業を継続できるための経営資源を有しているか。
2) 平等利用の確保	公共性・公平性を担保した利用を守るとともに、情報弱者を含めた利用促進をサポートしているか。
3) コンプライアンス	すべての従業員が行政庁の一員としての意識を持ち、法令を遵守した企業活動が行えるか。
4) 施設の効用の最大限発揮	利用者サービスの向上を目指し、施設特性に応じた利用促進策を適切かつ具体的に講じることができるか。
5) 適正な管理運営	効率的な管理運営体制を構築し、事業計画に基づいた継続性のある適正な管理運営ができるか。
6) 安全管理	安全な利用を確保するために、予防管理と緊急時の危機管理体制等を講じることができるか。
7) 地域交流	企業市民として地域の発展のために事業協力や雇用など地域との連携、協働に努めているか。
8) モニタリング	行政評価や適正なセルフモニタリングシステムが機能しているか。
9) 現場確認、格付け評価項目等	上記項目以外で関連する項目を加点、格付け項目とし評価する。

公益財団法人日本スポーツ施設協会の収入と支出

本協会は、体育・スポーツ施設の充実及びその効果的な運営の促進を図り、これによって人々の心身の健全な発達と豊かな人間性を育むことを目的として活動する法人です。

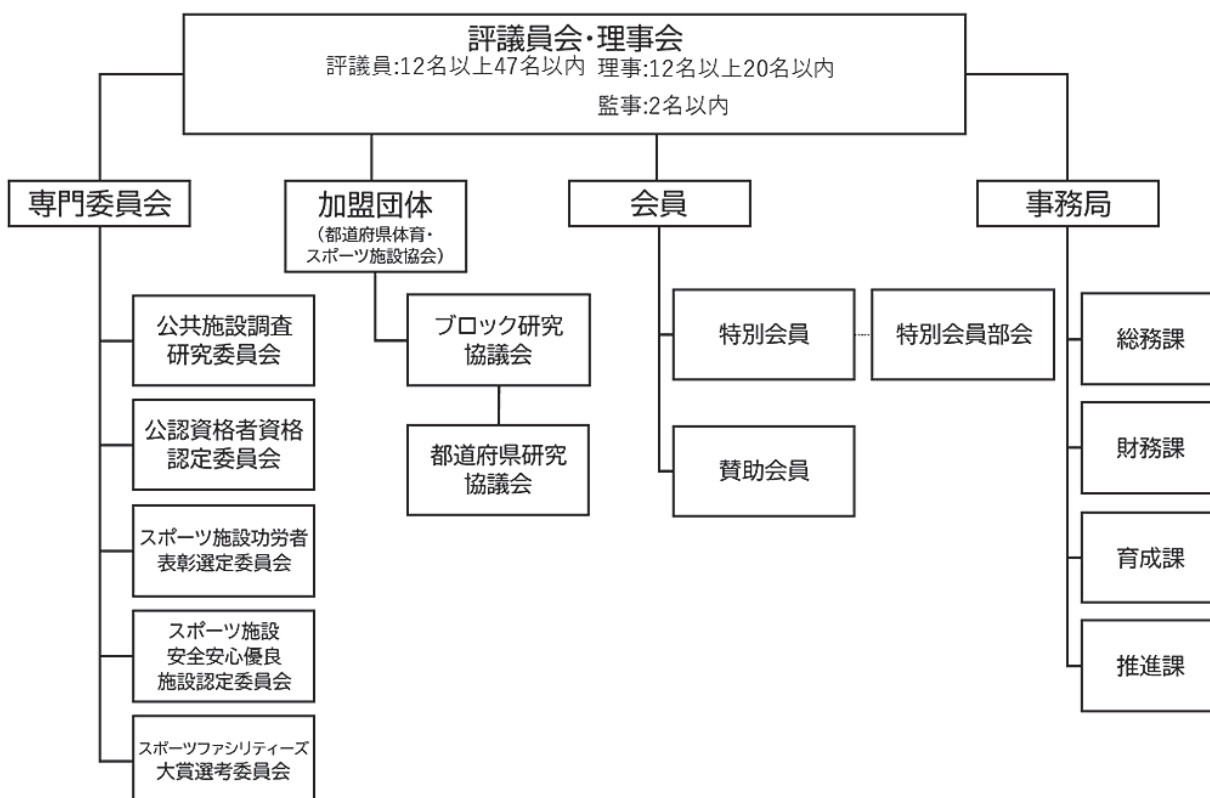
会員の皆様からいただいた会費や助成団体からの助成金、各種事業等により得られた収入は、この目的を達成するために使用しています。



※この収入及び支出の割合は、令和4年度の収支予算を基に作成したものです。
財務諸表等については、本協会ホームページに掲載しています。

公益財団法人日本スポーツ施設協会の組織

組織図



■役員一覧

令和4年6月現在

役職名	氏名	所属職名
会 長	大東 和美	(公財)日本スポーツ施設協会 会長
副 会 長	岡崎 助一	(公財)日本スポーツ協会 顧問
専務理事	小菅 司	(公財)日本スポーツ施設協会 専務理事
常務理事	野川 春夫	武庫川女子大学 学術顧問
	高木 敦子	(公財)東京都スポーツ文化事業団 事務局長 兼東京体育館 館長
	森田 利洋	(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団 理事長
	牧野 望	奈良県立橿原公苑 公苑長
	水原 由明	(公財)日本スポーツ施設協会 事務局長
理 事	小松 和幸	日本体育施設(株) 代表取締役社長
	尾崎 徹也	セノー(株) 取締役
	青木 英晃	(株)梓設計 企画営業部 統括部長
	高間 亨	(公財)北海道スポーツ協会 事務局長
	葛尾 淳哉	(公財)岩手県スポーツ振興事業団 事務局長
	吉野 和雄	福井運動公園事務所 所長
	小林 一義	鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課 課長
	佐伯 登志男	(公財)愛媛県スポーツ振興事業団 常務理事(兼)参事・愛媛県武道館 館長
	寺野 慎吾	(一財)熊本県スポーツ振興事業団 理事長
監 事	菅野 耕自	(公社)日本一輪車協会 専務理事
	武井 正子	順天堂大学 名誉教授

■評議員一覧

令和4年6月現在

役職名	氏名	所属職名
評 議 員	渡邊 一利	(公財)笹川スポーツ財団 理事長
	増田 和茂	(公財)健康・体力づくり事業財団 常務理事
	川島 雄二	(公財)スポーツ安全協会 調査役
	石田 和彦	(公財)日本パラスポーツ協会 事務局長
	井上 昭	北海道札幌市スポーツ局 スポーツ部施設課 課長
	阿部 正	(公財)宮城県スポーツ協会 事業企画部 部長
	成田 聡	秋田県スポーツ科学センター 所長
	山崎 成夫	千葉県総合スポーツセンター センター長
	望月 泰城	(公財)山梨県スポーツ協会 事務局次長
	笹林 一樹	(公財)富山県体育協会 常務理事 富山県総合体育センター長
	細川 康	長野県体育センター 所長
	若山 典	岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課 課長
	林 秀臣	三重県亀山市健康政策課 課長
	西川 荘吾	滋賀県立体育館・武道館管理センター 所長
	野中 悟	京都府立体育館 館長
	宮野 欣也	岡山県環境文化部スポーツ振興課 課長
	桜井 勝広	(公財)広島県教育事業団 理事長
	仁木 芳宏	(公財)徳島県スポーツ協会 常務理事
	岡本 友章	(公財)高知県スポーツ振興財団 専務理事 事務局長
	鶴 英樹	(公財)福岡県スポーツ振興センター 所長
松山 度良	長崎県教育庁体育保健課 課長	

各都道府県体育・スポーツ施設協会一覧

令和4年8月現在

No.	名称	郵便番号	住所	電話番号
1	北海道スポーツ施設協会	062-8572	北海道札幌市豊平区豊平5条11-1-1 北海道立総合体育センター内	011-820-1703
2	青森県スポーツ施設協会	039-3505	青森県青森市宮田字高瀬22-2 新青森県総合運動公園カクヒログループアスレチックスタジアム内	017-752-0641
3	岩手県スポーツ施設協会	020-0122	岩手県盛岡市みたけ1-10-1 岩手県営運動公園内	019-641-1127
4	宮城県体育施設協会	981-0122	宮城県宮城郡利府町菅谷字館40-1 宮城県総合運動公園内	022-356-1125
5	秋田県スポーツ施設協会	010-0974	秋田県秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター内	018-864-6225
6	山形県スポーツ施設協会	990-2477	山形県山形市長苗代61 山形市スポーツ会館内	023-647-4175
7	福島県体育施設協会	960-8670	福島県福島市杉妻町2-16 福島県文化スポーツ局スポーツ課内	024-521-7995
8	茨城県体育施設協会	310-0045	茨城県水戸市新原2-11-1 堀原運動公園管理事務所内	029-251-8444
9	栃木県スポーツ施設協会	321-0152	栃木県宇都宮市西川田4-1-1 カンセキスタジアムとちぎ内	028-615-0581
10	群馬県体育施設協会	371-0047	群馬県前橋市関根町800 群馬県総合スポーツセンター内	027-234-5555
11	埼玉県体育施設協会	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県県民生活部スポーツ振興課内	048-830-6959
12	千葉県スポーツ施設協会	263-0011	千葉県千葉市稲毛区天台町323 千葉県総合スポーツセンター内	043-290-8501
13	東京都体育施設協会	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-29-9 日本パーティビル3階	03-6380-4955
14	神奈川県スポーツ施設協会	251-0871	神奈川県藤沢市善行7-1-2 神奈川県立スポーツセンター内	0466-81-2571
15	新潟県スポーツ施設協会	950-0933	新潟県新潟市中央区清五郎67-12 デンカビッグスワンスタジアム内	025-287-8600
16	富山県体育施設協会	939-8252	富山県富山市秋ヶ島183 富山県総合体育センター内	076-461-7138
17	石川県体育施設協会	920-8580	石川県金沢市鞍月1-1 石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課内	076-225-1391
18	福井県スポーツ施設協会	918-8027	福井県福井市福町3-20 福井県福井運動公園事務所内	0776-36-1544
19	山梨県体育施設協会	400-0836	山梨県甲府市小瀬町840 (公財)山梨県スポーツ協会内	055-243-3111
20	長野県体育施設協会	399-0711	長野県塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4 長野県体育センター内	0263-51-5400
21	岐阜県スポーツ施設協会	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課内	058-272-8789
22	静岡県体育施設協会	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ振興課内	054-221-3177
23	愛知県体育施設協会	460-0007	愛知県名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館2階	052-241-9101
24	三重県体育施設協会	516-0023	三重県津市広明町13 三重県地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課内	059-224-2985
25	滋賀県スポーツ施設協会	520-0801	滋賀県大津市におの浜4-2-12 滋賀県立体育館・武道館管理センター内	077-524-0221
26	京都府スポーツ施設協会	603-8334	京都府京都市北区大将軍鷹司町 島津アリーナ京都(京都府立体育館)内	075-462-9191
27	大阪スポーツ施設協会	552-0005	大阪府大阪市港区田中3-1-40 丸善インテックアリーナ大阪(大阪市中央体育館)内	06-6576-0800
28	兵庫県スポーツ施設協会	663-8142	兵庫県西宮市鳴尾浜1-16-8 兵庫県立総合体育館内	0798-43-1143
29	奈良県体育施設協会	634-0065	奈良県橿原市畝傍町53 奈良県立橿原公苑内	0744-22-2462
30	和歌山県スポーツ施設協会	640-8392	和歌山県和歌山市中之島2238 和歌山県立体育館内	073-422-4108
31	鳥取県スポーツ施設協会	680-8570	鳥取県鳥取市東町1-220 鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課内	0857-26-7919
32	島根県スポーツ施設協会	690-0873	島根県松江市内中原町52 島根県立武道館内	0852-22-5712
33	岡山県スポーツ施設協会	700-8570	岡山県岡山市北区内山下2-4-6 岡山県環境文化部スポーツ振興課内	086-226-7440
34	広島県体育施設協会	733-0036	広島県広島市西区観音新町2-11-124 (公財)広島県教育事業団内	082-228-8451
35	山口県体育施設協会	753-8501	山口県山口市滝町1-1 山口県観光スポーツ文化部スポーツ推進課内	083-933-2435
36	徳島県スポーツ施設協会	772-0017	徳島県鳴門市撫養町立岩字四枚61 (公財)徳島県スポーツ協会内	088-685-3131
37	香川県スポーツ施設協会	761-8002	香川県高松市生島町614 香川県総合運動公園内	087-881-0354
38	愛媛県スポーツ施設協会	790-0948	愛媛県松山市市坪西町551 (公財)愛媛県スポーツ振興事業団内	089-965-3111
39	高知県スポーツ施設協会	781-0311	高知県高知市春野町芳原2485 (公財)高知県スポーツ振興財団内	088-841-3105
40	福岡県スポーツ施設協会	812-0852	福岡県福岡市博多区東平尾公園2-1-4 (公財)福岡県スポーツ振興センター内	092-611-1717
41	佐賀県スポーツ施設協会	840-8570	佐賀県佐賀市城内1-1-59 佐賀県文化・スポーツ交流局SAGAサンライズパーク整備推進課内	0952-25-7482
42	長崎県体育施設協会	850-8570	長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁体育保健課内	095-894-3392
43	熊本県スポーツ施設協会	861-8012	熊本県熊本市東区平山町2776 (一財)熊本県スポーツ振興事業団内	096-380-0782
44	大分県体育施設協会	870-8503	大分県大分市府内町3-10-1 大分県教育庁体育保健課内	097-506-5634
45	宮崎県体育施設協会	889-2151	宮崎県宮崎市大字熊野2206-1 (公財)宮崎県スポーツ施設協会内	0985-58-5151
46	鹿児島県体育施設協会	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎1-4-20 鹿児島県総合体育センター内	099-255-0146
47	沖縄県体育施設協会	900-0026	沖縄県那覇市奥武山町52 奥武山公園運営管理事務所内	098-858-2700

(公財) 日本スポーツ施設協会会員及び準会員の皆様にご加入いただけます。

スポーツファシリティーズ保険制度のご案内

指定管理者制度対応保険 (施設所有(管理)者賠償責任保険)

指定管理者制度導入により施設所有者と管理者が異なる場合、いずれかが本制度にご加入いただければ、共同被保険者として施設所有者も管理者も本補償対象とすることができます。

● 保険制度の趣旨

(公財) 日本スポーツ施設協会の会員及び準会員が所有・使用・管理する体育・スポーツ施設、障がい者スポーツ関係施設や福祉施設に併設されているスポーツ施設(体育館等)において発生した対人事故・対物事故について負担する法律上の賠償責任及び施設において発生したスポーツ活動中の傷害事故に対する見舞金等を組み合わせ補償することによって速やかに被災者の救済を図ることにより、スポーツの振興に寄与するための保険制度です。

● 加入対象者

(公財) 日本スポーツ施設協会の会員及び準会員が加入対象者となります。

会員 (公財) 日本スポーツ施設協会の会員として登録している団体(都道府県体育・スポーツ施設協会)、施設、法人(特別会員)であること。

準会員 上記会員である都道府県体育・スポーツ施設協会に会員登録している市区町村が設置及び所有している施設及びその施設を管理・運営している指定管理団体等であること。

現在、加入対象でない施設・団体も会員登録の上、本保険制度にご加入いただくことが可能です。会員・非会員等の詳細については、(公財) 日本スポーツ施設協会にお問い合わせください。

1. 保険制度の内容

① 施設所有(管理)者賠償責任保険(人格権侵害担保特約付帯)

本保険は、保険期間中に記名被保険者が、所有・使用・管理する体育施設(附属施設、エレベーター、エスカレーターを含む)の欠陥や施設の指導員による指導等仕事の遂行に起因して他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊した場合に、**被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。**

被保険者 日本スポーツ施設協会の会員または準会員でこの保険に加入手続きを行った方(記名被保険者)、記名被保険者の役員・使用人等、記名被保険者が施設の管理を委託した方、施設の所有者をいいます。

② スポーツ災害補償保険(スポーツ災害補償特約・入院医療補償保険金のみ支払特約付帯災害補償保険)

体育施設内において保険期間中にその施設の利用者がアマチュアスポーツの練習、競技もしくは指導中等に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、体育施設の管理者が災害補償の規定等に基づき見舞金を支払う場合、その見舞金に対して保険金をお支払いします。

被保険者 日本スポーツ施設協会の会員または準会員で、この保険の加入手続きを行った方をいいます。

③ レジャー・サービス施設費用保険 **オプション**

被保険者に賠償責任が発生しない場合でも一定の事故によって身体に傷害を被った利用者に対して**被保険者が対応費用・見舞費用等を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。**

被保険者 日本スポーツ施設協会の会員または準会員でこの保険に加入手続きを行った方(記名被保険者)のみとなります。

④ サイバーリスク保険 **オプション** (指定管理者向け)

情報の漏えいまたはそのおそれについて法律上の損害賠償責任を負担することによる損害、**サイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用などのサイバーセキュリティ事故対応費用**を被保険者が負担することによって被る損害などに対して保険金をお支払いします。

被保険者 日本スポーツ施設協会の会員または準会員でこの保険に加入手続きを行った方(記名被保険者)、記名被保険者の役員・使用人等、記名被保険者が施設の管理を委託した方、施設の所有者をいいます。

2. 施設責任者サポートサービス (スポーツファシリティーズ保険制度独自サービス)

※サービスの詳細につきましてはパンフレットをご確認ください。

◆労働環境に関する相談(予約制)

職員の定着化や質の向上のために、働き方改革(労働環境)の相談ができます。

◆法律に関する相談(予約制)

トラブルなどの解決の糸口での情報提供、またはアドバイスをいたします。

<お問い合わせ先> (公財) 日本スポーツ施設協会
住所：170-0002 東京都豊島区巣鴨 2-7-14
巣鴨スポーツセンター別館3階
TEL：(03) 5972-1982

幹事代理店 海上商事株式会社
住所：151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-15
新宿東京海上日動ビルディング
TEL：(03) 3320-4501 (代表)

<引受保険会社> あいおいニッセイ同和 損害保険ジャパン 大同火災 三井住友海上 東京海上日動(幹事引受保険会社)

上記はスポーツファシリティーズ保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずパンフレットおよび重要事項説明書をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてある保険約款によりますが、ご不明な点がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。



公益財団法人 日本スポーツ施設協会
JAPAN SPORT FACILITIES ASSOCIATION

■住所 : 〒170-0002
東京都豊島区巣鴨 2-7-14
巣鴨スポーツセンター別館3階

■電話 : 03-5972-1982 (総務課・財務課)
03-5972-1983 (育成課・推進課)

■FAX : 03-5972-4106

■URL : <http://www.jp-sfa.or.jp>